Baker McKenzie.

International Trade Update



Newsletter
October 2026

International Trade Update October 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
カウンセル
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



髙波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等の各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニューズレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の 6 本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

中国：AI、バイオ医薬品及び太陽光エネルギー分野の技術を対象とする輸出管理の拡大案を公表

2026 年 10 月 16 日、中国商務部（MOFCOM）及び中国科学技術部（MOST）は、2026 年公告第 48 号を公布し、「輸出禁止・輸出制限技術目録」の改正案について、2026 年 11 月 15 日までパブリックコメントを募集すると発表した。本改正案では、従来の制度と比べ、より高度かつ精緻な規制アプローチが採られており、中国の技術輸出管理制度の大きな進展を示すものといえる。具体的には、本改正案では、規制対象技術が大幅に拡大され、AI、バイオ医薬、太陽光エネルギーの分野を中心に 40 の技術が新たに追加されている。

また、輸出許可の取得が認められない「輸出禁止技術」と輸出許可の取得が必要な「輸出制限技術」という従来の区分に加え、業種別の適用除外や、「自動ライセンス（automatic licensing）」を含む許認可手続の簡素化措置が導入される等、よりきめ細かいリスクベースの規制体系へと移行している。自動ライセンス制度は、一定の「輸出制限技術」について、基本的には届出のみで輸出を可能とする仕組みである。本制度は現行の技術輸出管理制度にはなかったもので、その具体的内容については、今後制定される規則やガイドラインによってさらに明確化されるものと見込まれている。

また、本改正案の施行前においても、2026 年 10 月 16 日以降、同案において新たに追加される技術については、暫定的な登録（registration）義務が課される。これにより、輸出者は、対象技術を輸出する前に MOFCOM への登録を行う必要がある。ただし、法的には、この登録自体は、許可（approval）や認可（authorization）を意味するものではないとされている。

米国：OFAC、国際刑事裁判所（ICC）を制裁対象に指定し、4 件の一般ライセンスを発行

2026 年 10 月 9 日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、国際刑事裁判所（ICC）を組織として大統領令 14203 号に基づき特別指定国民・資産凍結対象者リスト（SDN リスト）に追加するとともに、ICC が関与する一定の取引を許可する 4 件の一般ライセンス（General License）を発行した。今回の ICC の追加は、OFAC が 2025 年 7 月に国際刑事裁判所関連制裁規則（International Criminal Court-Related Sanctions Regulations、「ICCSR」）を通じて大統領令 14203 号を実施し、本大統領令に基づき ICC の裁判官を含む ICC 関係者 17 名を追加したことに続くものである。OFAC は、今回の措置の目的について、「米国の主権を守り、ICC がもたらす脅威を無力化するため」としている。

今回の指定の結果、一般ライセンス等又は適用除外の対象となる場合を除き、米国内に所在する、又は米国人（US persons）が保有若しくは管理する ICC の全ての財産及び財産上の権利が凍結され、OFAC への報告が必要となる。また、米国人による取引又は米国内で行われ若しくは米国を経由する取引であって、ICC の財産又は財産上の権利に関わるものは、原則として禁止される。これには、ICC による、ICC に対する、若しくは ICC の利益のための資金、物品若しくはサービスの拠出若しくは提供、又は ICC からのこれらの受領が含まれる。

4 件の一般ライセンスはいずれも、許可された取引のために、ICC の凍結口座を使用し、当該口座から引き落としを行い、又は当該口座に入金することを認めるものである。もっとも、これらは、別途許可されている場合を除き、過去に指定された ICC 関係者を含め、ICCSR に基づき資産凍結の対象となっている者が関与する取引を許可するものではない。

米国：OFAC、外国金融機関が事前通知を受けることなくイラン制裁の対象となり得ると警告

2026 年 10 月 5 日、OFAC は、制裁対象となっているイランの金融機関との取引を継続する外国金融機関は「事前通知を受けることなく、いつでも制裁対象として指定され得る」と警告する文書を公表した。また、OFAC はイラン制裁関連の FAQ を改訂し、OFAC が外国金融機関が制裁対象となり得る行為に故意に関与したとの認定を行う前に、通常は OFAC から当該外国金融機関に対して連絡を行う旨の記載を削除した。

本警告は、OFAC が 2026 年 8 月 24 日に開始した、イラン政権を支える資金源を遮断することを目的とする「Operation Economic Outcast」の一環として発出されたものであり、2026 年 9 月に実施した一連の対イラン措置に続くものである。これら一連の措置には、イランの航空分野に対する制裁措置や、イラン関連の個別のライセンス申請については、原則として不許可とする方針（presumption of denial）を採るとしたことが含まれる。

米国：DOJ に新設された国家詐欺執行部門が企業執行指令を発出

2026 年 10 月 1 日、米国司法省（DOJ）に新設された国家詐欺執行部門（National Fraud Enforcement Division）は、指令 26-12 号「詐欺との闘いにおける企業に対する法執行（Corporate Enforcement in the Fight Against Fraud）」を発出した。本指令は、国家詐欺執行部門の設置に伴い、企業に対する法執行に関する事項を含め、同部門の職員に対して組織運営上の事項を示すとともに、現政権の執行上の優先事項を改めて確認し、さらに、自主開示や内部告発のように、企業を経路として詐欺的行為を把握する方法活用を促進するものである。

本指令に掲げられた執行上の優先事項には、関税の不正回避、物品・サービスの輸入、強制労働等に関連する企業の詐欺スキームが含まれている。これらは、概ね、DOJ がこれまで公表してきた方針と整合したものである。また、本指令は、DOJ の司法マニュアル（Justice Manual）の「事業組織に対する連邦訴追の原則（Principles of Federal Prosecution of Business Organizations）」に反映されている訴追実務の多くや、DOJ 及び政権がこれまで発出してきた文書とも整合するものといえる。

本指令は、外国腐敗行為防止法（FCPA）の執行等に関して政権がこれまで示してきた方針とも整合するものであり、企業による詐欺やこれに関与した個人の捜査・訴追に当たり「あらゆる手段を積極的に活用するアプローチ（aggressive all-tools approach）」を採ることと、正当な事業活動に過度な負担を課さないこととの間でバランスを図ろうとするものといえる。

EU：一般裁判所、別送された組立用部品も完成品として関税分類され得ると判断

2026 年 10 月 7 日、EU 一般裁判所は、Prestige Rijwielen 事件（Case T-529/25）の判決を言い渡し、電動自転車の部品が組み立てられていない又は分解された状態で、数か月にわたり複数回に分けて輸入し、EU 税関当局に対し、それぞれ別個の輸入申告を行った事案における、関税分類の判断を示した。

裁判所は、客観的な要素から、各部品が全体として一体を成し、電動自転車の主要な構成要素を含んでいたと認められるとして、個別の部品としてではなく、完成した電動自転車という単一の物品として分類すべきであると判断した。本件は電動自転車の部品の輸入に関するものであるが、本判決の射程は必ずしも電動自転車の分野に限定されるものではなく、EU 域内でその後組み立てることを目的として、部品を複数の貨物に分けて輸入する場合にも広く適用される可能性があると考えられる。したがって、本判決は、同様の事業モデルを採る企業にとって、特に完成品として分類されることにより、より高い関税率が課され、又は貿易救済措置の対象となる場合には、大きな影響を及ぼし得る。

EU・カナダ：EU とカナダの関係緊密化が貿易に及ぼし得る影響

EU がカナダを初の「準加盟国」（associate member）とする提案を行ったことを受け、両経済圏の関係がどのように強化され得るのか、また、国境を越えて事業を展開する企業にどのような影響を及ぼし得るのかについて、議論が広がっている。

EU の「準加盟」については、現時点で確立された枠組みはないものの、今回の提案は、経済面及び戦略面での関係強化に向けた双方の共通の関心を示

すものである。世界の貿易環境が変化し続ける中、この動向は今後も注視に値する。もっとも、「準加盟」がどのように定義されるのか、また、それによって貿易、投資、政府調達、デジタル取引及び規制協力の分野で新たな機会が生まれるのかなど、重要な点については依然として不透明である。また、何らかの合意に至るには長期にわたる交渉が必要となる可能性が高く、EU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）をはじめとする既存の貿易枠組みとの関係等、さまざまな論点に対処する必要がある。

今回の提案は、カナダが引き続き貿易相手国の多角化を進め、米国以外の国・地域との関係強化を図っている中で行われたものでもある。新たな交易機会が生まれる可能性がある一方、米国とカナダの経済関係は依然として緊密であり、今後も北米の貿易において中心的な役割を担い続けるであろう。各国政府が、地政学上及び経済上の優先課題の変化を受けて貿易関係を見直す中、企業としては、今後の市場アクセス、投資及びサプライチェーンに関する意思決定に影響を及ぼし得る動向を引き続き注視することが重要である。